

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 国際課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(110) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託(競争性が確保できる契約形態の検討)について(意見)</p> <p>県はセンターの管理運営にあたり、設立時からの経緯を知悉している等の理由により、随意契約を締結している。</p> <p>当該委託料の約8割は施設の維持管理費用が占めていることから、競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。</p>	<p>ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託には、同センター運営推進業務とセンター施設管理業務がある。施設管理については、ミシガン州の大学生が生活する施設を管理するという特殊性があり、異文化理解やLGBTへの配慮等が求められる。ミシガン州の大学生に安心した生活を送っていただくため、高い国際感覚を持った滋賀県国際協会への随意契約により一体的に業務を委託している。しかし、その委託業務において、施設の維持管理に係るものと、その他の各種事業運営に係るものとを整理のうえ、再委託する施設の維持管理に係るものについては、入居しているミシガン州からの大学生の生活に支障をきたさないよう十分に配慮しつつ、より競争性が確保できる契約形態となるよう、滋賀県国際協会に指名競争入札の業者数にかかる指導を行い、その結果、業者数を4者から13者に増やす等、競争性を高めた。</p>
	<p>(111) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託(詳細な事業計画書の提出およびモニタリングの実施)について(意見)</p> <p>詳細な事業計画書がなければ、実績報告書に記載されている数値のモニタリングおよび計画との乖離の分析を行うことができない。</p> <p>受託者に対し、詳細な事業計画書の提出を求め、モニタリングを実施すべきである。</p>	<p>受託者から、事業計画書の提出を求め、これに基づき、英語プログラム参加者数等のモニタリングを実施した。その状況を精査し、適切な受講者数の設定、県内大学生の国内留学事業への参加の推進等、改善に向けた検討を行った。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 国際課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(112) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（再委託先等も含めた履行体制の報告）について（意見）</p> <p>再委託の承認手続は、県が再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。</p> <p>実績報告書で再委託の実績金額が報告されているが、再委託先名や再委託先の選定方法は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。</p> <p>受託者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。</p>	<p>受託者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について県に報告するよう指導し、平成29年度の実績報告から改善した。平成30年度からは再委託にかかる書面提出を求め、承諾する手続を行っている。</p>
	<p>(113) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（事業報告書の日付）について（意見）</p> <p>県が、適時・適切に委託業務が受託者によって適切に実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、実績報告書の日付を実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。</p>	<p>受託者に対し、実績報告書を適切な日付で提出するよう指導した。</p>
	<p>(114) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（委託料実績の検証）について（意見）</p> <p>過去の支出金額の検証は、翌年度の委託金額の妥当性を検証する観点から重要である。</p> <p>証拠書類との突合等の実地調査により、委託料実績を適切に検証したうえで、精算を行うべきである。</p>	<p>ミシガン州立大学連合日本センターにおいて実地調査を行い、委託業務の実績検証を適切に実施して精算を行った。</p>

平成 29 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 県民活動生活課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(42) 滋賀県地価調査等業務委託（契約金額の妥当性の検証）について（意見）                      随意契約によっていることから競争性が働かないため、地価調査鑑定評価業務の鑑定評価料については、他事例における単価と比較分析すること、地価調査等集計分析業務については、同種業務に対する事例調査等を踏まえた単価および工数の検証に努めることなどにより、県として金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>地価調査鑑定評価業務の鑑定評価料については、毎年度、国の地価公示で用いられている鑑定評価料や、近畿各府県が採用している鑑定評価料の情報収集に努めており、今後ともこれらの情報を基に、適正な金額による契約締結に努めていくこととした。                      地価調査等集計分析業務については、他府県における同種業務の実績も踏まえ、平成31年度から委託によらず直営で行うこととした。</p>
	<p>(43) 県民交流センター施設整備委託（大型修繕の実施主体）について（意見）                      県と指定管理者との協定では、県が指定管理者に修繕等を委託させることが認められていないわけではないが、県の管理監督責任を果たすことが困難になる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。</p>	<p>当該施設整備委託業務は、当センターを開館しつつ、各利用者との調整を図りながら、施工管理を行う必要があることから、指定管理業務と一体で実施することが適当として、指定管理者に委託したものである。今後は、原則として県による執行を行うこととする。</p>
	<p>(44) 県民交流センター施設整備委託（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）                      県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書には記載していないとのことである。しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。</p>	<p>平成29年度の契約から再委託に関する条項を契約書に記載し、適切な取扱いに改めた。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(57) 滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備業務委託（再委託金額の把握）について（意見）</p> <p>再委託金額は再委託の業務量を定量的に把握するための一つの指標となるものであり、再委託の妥当性を判断するうえで重要なものであると考えられるため、今後、再委託先業者や再委託業務内容のみならず、再委託金額についても把握し、総合的な観点から再委託の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>平成29年度本包括外部監査報告の総論において、「再委託を承諾する際には委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、県としての一定の指針を設定すべき」と指摘されていることから、今後担当部局（会計管理局）から示される内容に従い適切に対応するとしたところである。</p> <p>上記を受け、会計管理局より平成31年2月に通知された内容に従い、再委託の承認申請書に再委託に係る契約金額等の記載を求める等の対応を行うこととした。</p>